県南広域振興局長告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行の協議を適当と決定した。

なお、同条第６項の規定により、平成18年６月19日から同年７月14日まで関係書類を縦覧に供する。

平成18年６月16日

県南広域振興局長　酒　井　俊　巳

土地改良事業を行う市町村の名称	地区名	縦覧書類	縦覧場所
西和賀町	左草	当該決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写し	西和賀町役場